

乳幼児

- ◎3密を防ぐため日程・受付時間を調整し、個別に通知しています。
- ◎これまでに健診を受けていない人で、希望する人は保健センターまでご連絡ください。

乳児一般健康診査

内容 (対象月齢)	方法	持参するもの
1回目 (3~4カ月)	委託医療機関で 診療時間内に実施	・乳児一般健康診査受診票 ・母子健康手帳
2回目 (9~11カ月)		

乳児一般健康診査受診票は、生後2カ月頃に予防接種手帳と合わせてお送りします。

保健センターで実施する健康相談・健康診査

内容 (対象月齢)	日程	受付時間
5カ月児健康相談 (R4年11月生)	4/21 (金)	9:30~10:30 13:30~14:30
1歳6カ月児健康診査 (R3年9月生)	4/25 (火)、26 (水)	13:20~14:20
3歳児健康診査 (R元年9月生)	4/11 (火)、12 (水)、13 (木)	12:50~14:00

絵本などが入った「ブックスタート」、型はめパズルが入った「ウッドスタート」をプレゼント!

すこやかダイヤル

保健センター ☎ 35-1070・35-1101
保健師・栄養士・歯科衛生士などが健康に関する相談に応じます。

子どものむし歯予防教室

内容 (対象月齢)	日程	受付時間・場所	持参するもの
歯科健診・フッ化物塗布 (1歳9カ月~3歳未満)	4/27 (木)	13:00~14:30 保健センター	・母子健康手帳 ・タオル

◎予約制。保健センターに電話で申し込んでください。

■パパママ教室「ぶくぶく」

同じ時期にママになる人と一緒に、妊娠中のことや赤ちゃんのことを学びましょう! 赤ちゃん人形でのお世話体験もあります。

対 出産予定日が8~10月の初産の人

日 5月8日(月)、15日(月)、20日(土)

20日(土)の育児講座は、夫婦で参加可

場・申 保健センター (要予約) **定** 各日12人

¥ 無料

■令和5年度はつらつ健康相談

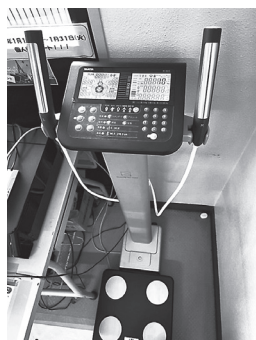
健康づくりを応援するために、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による健康相談を実施しています。今月から体組成計を常設しています。いつでも気軽にご利用ください。

※日により体組成計を利用できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

日 (土)(日)(祝)年末年始を除く
8:30~17:15

場・申 保健センター

¥ 無料



■こころの相談 (ZOOMでの相談も可)

こころの悩みや不安の相談に臨床心理士が応じます。

日 4月24日(月) 9:30~11:30

定 2組程度

¥ 無料

場・申 保健センター (要予約)



■一日人間ドック ~年に1回は受診しましょう~

血液検査、がん検診、腹部エコー、心電図、視聴覚検査ほか

対 40歳以上 (国保被保険者、後期高齢者医療被保険者、その他の保険加入者のうち健診を受ける機会がない人)

日 4月11日(火)、19日(水)、25日(火)

場 市医師会館

¥ 12,000円

申 市医師会 ☎ 33-2641

※4月から申込先が保健センターから市医師会に変更しました。

問い合わせは、保健センター☎ 35-1070

乳幼児・学童の予防接種を理解し早めに接種を受けましょう！

予防接種を安全に受けるために

- ▶ 予防接種手帳などの説明をよく読み、正しい知識をもちましょう。
- ▶ 予防接種をより効果的に受けるために、接種可能な時期になったら体調の良いときになるべく早く受けましょう。
- ▶ 委託医療機関に予約を行い、接種時には、予診票、母子健康手帳を持参しましょう。

定期接種が受けられなかった場合は？

長期にわたる疾患などにより定期接種が受けられなかった場合は、長期療養特例制度があります。詳細は、保健センターまでお問い合わせください。

個別予防接種として受ける定期予防接種

・ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児の肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス感染症、BCG、四種混合、麻しん（はしか）風しん、水痘（水ぼうそう）、二種混合、日本脳炎、子宮頸がん予防ワクチン
詳細は市HPをご覧ください。



特別の理由により再度予防接種が必要になった場合は？

骨髄移植手術など特別な理由により、一度受けた定期予防接種で獲得した免疫が消失し、接種済の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を受ける場合に、接種費用を助成します。詳細はお問い合わせください。

高齢者の肺炎球菌予防接種のお知らせ

高齢者の肺炎の病原菌で最も多いのが、肺炎球菌です。予防接種の対象者は、一部公費で接種できます。

接種期間 4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

接種場所 市内委託医療機関および県内委託医療機関（要電話予約）

対象者	市内に住民票があり、令和5年度中に次の年齢に達する人 ① 65歳（昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生） 経過措置対象者 70歳（昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生） 75歳（昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生） 80歳（昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生） 85歳（昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生） 90歳（昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生） 95歳（昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生） 100歳（大正12年4月2日～大正13年4月1日生） ※経過措置対象者の中で、平成30年度に定期接種をしていない人へ案内しています。ただし、過去に肺炎球菌ワクチンを接種している場合（任意接種など）は対象外となります。 ※4月上旬に個別通知します。
	② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人 ※保健センターでの申請が必要です。身体障害者手帳を持って窓口へお越しください。
	※過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種した人は定期接種の対象外です。 ※転入などで通知が届いていない人は、保健センターまでご連絡ください。
個人負担額	4,000円 ※生活保護世帯は無料
接種回数	1回